

# 大雪被害による廃棄物（農業用施設など）の処理

2月14日～15日の大雪で、被害を受けた農業用施設の廃材などの処理を自己処理する場合は、以下のとおりです。

問い合わせは 農林課 ☎027-898-6702

## ■ビニールハウス・ガラスハウス

### ○ハウス用ビニール

受け入れ日時＝3月19日(水)・27日(木)、午前9時～11時30分、午後1時30分～4時30分

受け入れる廃棄物＝農業用ビニール・農業用ポリカーテンなどの保温資材・網、ネット類・水耕栽培用発砲スチロールなど（農業用ビニール・ポリマルチの各被覆・保温資材は、つづら折りにしてまとめて、1梱包約10kg程度にして搬入。ただし、エフクリーンなどのフッ素系フィルムは不可）

条件＝農林課発行の罹災証明と所定の委任状（同課、大胡・宮城・粕川・富士見支所、JA前橋市本所・各支所にあります）を持参し、自己搬入する受け入れ場所＝JA前橋市各ライスセンターなど

### ○ガラスハウスのガラス

受け入れ日時＝平日、午前8時30分～11時45分、午後1時～4時30分（ただし、祝日の月曜日と火曜日は、受け入れ可）

条件＝農林課発行の罹災証明を持参し、自己搬入する（事前に搬入先の清掃工場へ連絡が必要）、フレームなどは除き、1m以下に切断

受け入れ場所＝〈①大胡・宮城・粕川・富士見地区〉富士見クリーンステーション（☎027-230-5300）、〈②上記①以外〉荻窪清掃工場（☎027-269-0621）

## ■農業用施設の廃材など（自己搬入に限る）

受け入れ日時＝平日、午前8時30分～11時45分、午後1時～4時30分（ただし、祝日の月曜日と火曜日は、受け入れ可）

受け入れる廃棄物＝〈可燃ごみ〉ハウス内の残渣（草木、苗木など）、ブルーシート（ひもなどでしっかりとしぼる）、その他可燃物（指定袋に入る大きさの可燃物）、〈不燃・粗大ごみ〉農業用施設（ハウス、納屋など）のガラス（フレームなどは除き、1m以下に切断）、農業用施設の木製の柱、板材、その他木くず、農業用施設の亚克力、ポリカーボネート系板材、金属類（ハウスなどの暖房機・動力噴霧器などの金属類を含む）、机、椅子などの家具類

受け入れできない廃棄物＝コンクリート、レンガ、砂、石、スレート材、アスベスト含有物、瓦、石膏ボード、タイル、断熱材、灰、炭、タイヤ、農薬類など。トラクター、耕運機など

条件＝農林課発行の罹災証明を持参し、自己搬入する（事前に搬入先の清掃工場へ連絡が必要）

受け入れ場所＝〈可燃ごみ〉六供清掃工場（☎027-224-0130）〈①大胡・宮城・粕川・富士見地区の不燃・粗大ごみ〉富士見クリーンステーション、〈②上記①以外の不燃・粗大ごみ〉荻窪清掃工場

# 大雪で倒壊・破損したカーポートを無料回収

大雪で倒壊・破損した一般家庭のカーポートを、前橋市再生資源事業協同組合が被災者支援として無料で回収します。

期日＝4月30日(水)まで

対象＝2月14日～15日の大雪で倒壊・破損した市内の家庭用カーポート（2tトラックに積載でき

問い合わせは ごみ減量課 ☎027-898-6272

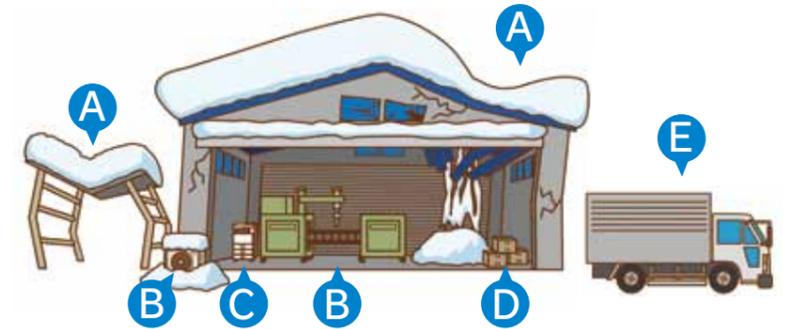
る大きさに解体してあるもの）。ただし、コンクリート片などの基礎部分、木製のがれきなどは回収不可。車庫などの構造物は対象外

申し込み＝平日、午前9時～午後4時に前橋市再生資源事業協同組合☎027-253-7276へ

# 大雪被害の事業者への支援制度

問い合わせは 産業政策課 ☎027-898-6983

2月14日～15日の大雪で、被害に遭った市内事業者の皆さんが、早期復旧するための支援制度を設けました。



被害を受けた状況 (自己所有で事業用のもの)	①罹災証明書 証明書発行	②災害見舞金 一律5万円	これから追加する支援制度（原則的に車両は対象外）	
			③災害復旧支援補助金 修繕費などの1/2（上限200万円）	④災害復旧 利子補給・保証料補助 利子・保証料の一部
A 事務所・工場・店舗・車庫・物置の損壊	○	被害額が10万円以上の場合 ○	被害額が20万円以上の場合 (保険てん補分と他の助成金は除く) ○ (注)	制度融資 (表3のとおり) を利用した場合に限る ○ (注)
B 業務用機械・工作機械・エアコン室外機の損壊	○			
C 事務機の損壊	○			
D 原材料・製品(商品)の損壊	○	×	×	
E 原材料の遅れ、納期の遅れ、営業ができないなどによる売上減	×	×	×	
対象	農林漁業などを除く事業者		信用保証対象業種の事業者※1（左下参照） (商工業・建設業・サービス業など)	
受付期間	受け付け中	5月30日(金)まで	3月19日(水)～12月26日(金) (受付期間が延長になりました)	来年1月5日(月)～30日(金)

(注) 申請の際には①罹災証明書が必要となります。

制度融資の種類	資金用途	利率	融資限度額
経営安定資金	運転資金	1.5%以内	3,000万円
県経営サポート資金(Cタイプ)	設備・運転資金	1.9または1.95%以内	5,000万円 (内運転資金は3,000万円)

○小口資金	○特別小口資金	○経営振興資金	○経営安定資金
○中心商店街にぎわい資金	○中小企業設備資金	○県経営サポート資金	○日本政策金融公庫災害復旧貸付

※1 表1の③災害復旧支援補助金の申請対象者について  
社会福祉関係事業などを営む社会福祉法人・一般社団法人・一般財団法人・NPO法人・学校法人などの事業者の皆さんは、表4のとおり問い合わせてください。

対象の施設など	問い合わせ
介護・高齢者福祉施設	介護高齢課 ☎027-898-6152
障害福祉施設	障害福祉課 ☎027-220-5713
保育園・幼稚園・児童クラブ	保育課 ☎027-220-5705

# 大雪被害で固定資産税を減免

2月14日の大雪で、住宅や付属の建物、畜舎、償却資産として申告している事業用の資産の2割以上が被害に遭った場合、固定資産税が減免になる場合があります。詳しくは問い合わせてください。

問い合わせは  
家屋については 資産税課 ☎027-898-6218  
償却資産については 同課 ☎027-898-5854

なお、屋根、雨どいやベランダのみ損壊は、全体の2割を下回るため減免にはなりません。また、カーポートなど、壁のない家屋（事業用は除く）は課税対象外のため、減免にはなりません。